



首公協発第24-42号
2024年9月30日

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
会長 木暮 伸樹 様

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会
調査指導委員会委員長 岡田 英樹



会員事業者に対する調査協力の周知について（お願い）

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素 当協議会の事業運営に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、当協議会は、一般消費者の自主的かつ合理的な物件選択及び事業者間の公正な競争秩序を確保するため、不動産の広告表示のルールである「不動産の表示に関する公正競争規約」（以下「表示規約」といいます。）及び景品提供のルールである「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「景品規約」といいます。また、これらを総称して「規約」といいます。）の公正・中立な運用機関として活動しております。

この活動の大きな柱の一つである規約違反に対する措置を講じる際には、当協議会は、その措置の前提となる違反事実を確認するために、調査対象事業者のほか、管理会社、売主等の元付会社等に取引の可否等の調査を行っており、この調査に当協議会の正会員である貴協会の会員事業者（以下「加盟事業者」といいます。）が協力すべきことは表示規約第26条第3項及び景品規約第5条第2項に規定されています。

しかしながら、昨今、一部の加盟事業者が、当該調査への協力を拒否するケースが増えており、対応に苦慮しております。

正確な調査と適正な措置は、規約運用の根幹をなすだけではなく適正な措置を講じられないことにより措置等を行えない状況は、適正な広告や景品提供を通じた一般消費者の自主的かつ合理的な物件選択及び事業者間の公正な競争秩序の確保を妨げることとなり、結果的に、不動産業界への信頼の失墜や不動産業界の健全な発展を阻害することになると考えます。

つきましては、当協議会の加盟事業者である貴協会所属の会員事業者に、別紙の「周知案」を参考に調査に協力するよう広報誌やホームページ等を通じて広くご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

(周知案)

不動産公正取引協議会への調査協力のお願い

当協会が会員となっている、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会（以下「協議会」といいます。）は、不動産の表示及び景品提供の制限に関する公正競争規約を運用している団体です。

協議会は、違反の疑いのある広告表示の裏付けをとるため、売主、貸主、管理会社、元付会社に聞き取り等の調査を行っていますが、昨今、調査協力を拒否されるケースが増えており、対応に苦慮されています。

公正競争規約を守り、適正な広告表示や景品提供がなされることにより、不動産業界への信頼や不動産業界の健全な発展が担保されている面もあります。違反の調査には皆様の協力が不可欠ですので、協議会から調査協力依頼があった場合には、積極的にご対応いただきますよう、お願いいたします。